

# 個人情報保護に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「個人情報保護基本方針」に基づき、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止を行うため、[社会福祉法人<sup>思馬</sup>済生会支部神奈川県済生会東神奈川リハビリテーション病院](#)（以下「東神奈川リハビリテーション病院」という。）において、継続的に個人情報保護を推進し、個人情報の適切な管理・運営・保護を行うことを目的とする。

職員はこの規程に従って個人情報を保護していかななければならない。

## (対象)

第2条 文書・図書若しくは電子若しくは音声その他の方法を用いて記録される一切の情報を対象とする。

## (用語の定義等)

第3条 この規程で使用する用語の定義等は以下に定めるところによる。

### (1) 個人情報

個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所その他の記述等によって特定の個人を識別することができる（他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別することができるものを含む）もので匿名化されたものを含む。

なお、死亡した後の情報においても、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

### (2) 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

### (3) 要配慮個人情報

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

### (4) 個人情報の匿名化

当該個人情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除き、特定の個人を識別できないようにすることをいう。符号又は番号等を用いたものであっても、他の情報と照合することによって特定の個人を容易に識別できないようにすること。

なお、このような処理を行っても、院内で得られる他の情報や匿名化に際して付された符号又は番号と個人情報との対応表等と照合することで特定の患者が識別されるものについても個人情報に含まれるものとする。

(5) 匿名加工情報

匿名加工情報とは、個人情報と個人情報を区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを用いる。

(6) 本人の同意

個人情報の目的外利用や第三者提供の場合は原則として本人の同意を得ること。当院では通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を院内掲示し、特段明確な反対・留保の意思表示がない場合にはこれらの範囲で同意が得られているものとする。

(7) 職員

当院の業務に従事する者で、正規職員のほか、嘱託、派遣、臨時等の職員を含む。また業務委託契約を締結する事業者から雇用され当院の業務に従事するものについても、別段の定めがない限り、当院の職員に準じて扱うものとする。

(8) 個人情報保護管理委員会

個人情報保護の推進を図るため、規程の見直し、対策の実施、評価、改善等、個人情報保護の具体的取組について検討し実施する。

(9) 報告連絡体制

個人データの漏えい等が発生した場合等における担当窓口を設置し、報告連絡体制の整備を行うものとする。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報を取得する場合は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。また取得した個人情報については、その利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように務めるものとする。

- (1) 本人以外の家族等から取得することが診療上止むを得ない場合はこの限りではない。
- (2) 十分な判断能力を有していない子供から、家族の個人情報を取得してはならない。ただし、当該子供の診療上、家族等の個人情報取得が必要な場合で、家族等から取得することが困難な場合はこの限りではない。
- (3) 第三者提供により個人情報を取得したとき、当該情報の内容に疑義が生じた場合は本人又は情報の提供を行った者に確認をとる等、データの正確性、最新性を確保するものとする。

(個人情報の利用・提供)

第5条 個人情報を利用・提供する場合は、予めその利用目的を本人に通知するものとする。

- (1) 通常の業務で想定される利用目的を特定して公表（院内掲示等）するものとする。
- (2) 利用目的の範囲以外に使用する場合は本人の承諾が必要。
- (3) 利用目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならない。

- (4) 以下に掲げる場合については、利用目的による制限の例外とする。
- ① 医療法に基く立入検査等、法令に基く場合
  - ② 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 本人の同意を得ないで提供できる特例「オプトアウト」、及び学会・研究会での利用の場合は、前条の規程に基づき、個人情報収集・取扱申請書を作成し、東神奈川リハビリテーション病院個人情報保護管理委員会の許可を得なければならない。
- ※ここでいうオプトアウトとは、以下の事項すべてをあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。
- ① 第三者への提供を利用目的とすること
  - ② 第三者に提供される個人データの項目
  - ③ 第三者への提供の手段又は方法
  - ④ 求めに応じて提供を停止すること
- (6) 済生会横浜市東部病院、済生会神奈川県病院の電子カルテの利用については、済生会横浜市東部病院の電子カルテ端末利用に関する運用規程を遵守しなければならない。

#### (個人情報の安全管理)

第6条 個人情報保護のため、組織的、人的、物的、技術的に安全措置を講ずるものとする。

- (1) 組織体制の整備について
  - ① 個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため責任体制の明確化を図るものとする。
  - ② 個人情報保護責任者を定め個人情報保護の推進を図るため別に個人情報保護管理委員会を設置するものとする。
  - ③ 個人データの安全管理のため定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行うものとする。
- (2) 規程の整備、公表について
  - ① 個人情報保護に関する規程を整備し、院内掲示、ホームページへの掲載を行うこととし利用者等へ周知するものとする。
- (3) 雇用契約時における個人情報保護について
  - ① 雇用契約や就業規則において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すものとする。
- (4) 業務を委託する場合は、受託者に対して個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする

(5) 教育研修

- ① 職員による個人情報の適切な保護が確保されるよう教育研修を徹底し、個人情報保護意識の啓発を図るものとする。
- ② 派遣労働者についても職員と同様に教育研修を行うものとする。
- ③ その他、個人情報安全管理のため、必要かつ適切な指導・監督を行うものとする。

(6) 担当窓口の設置

- ① 個人情報に関する苦情、開示請求、訂正、利用停止 等について担当する窓口を設置し、迅速に対応するものとする。

(7) 個人データの保存

- ① 長期にわたって保存するには、保存媒体の劣化防止など、消失しないように適切に保存するものとする。
- ② 本人からの紹介等に迅速に対応できるよう検索可能な状態で保存することとする。

(8) 不要となった個人データの廃棄・消去

- ① 不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な形にして破棄するものとする。

(罰則)

第7条 当院職員は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき懲戒を行うものとする。

付則 平成30年7月30日から施行する